

飯塚市への公民連携のご提案にあたっての留意事項

ご提案にあたっては、以下の事項についてご了承いただいたものとみなしますので、ご提案の前に必ずご確認くださいませようお願いします。

- 1 個人（個人事業者を除く。）からのご提案は、受け付けることができません。
- 2 ご提案者又はご提案内容が、次のいずれかに該当する場合は、ご提案の受付を行うことができません。また、対話・調整の結果、該当する事実が判明した場合は、その後、ご提案者との対話・調整は行いません。
 - (1) 法令及び公序良俗に反する場合
 - (2) 事業遂行能力が認められない場合
 - (3) 政治的・宗教的な関連性や要素があるなど、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
 - (4) 飯塚市暴力団排除条例(平成 22 年飯塚市条例第 5 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合
 - (5) 提案内容の把握等に関し、提案者の協力を得られない場合
 - (6) 飯塚市の施策や規程等に反するご提案や、公共性・公平性に問題があるご提案、その他連携を図ることが適切でないと判断される場合
- 3 ご提案内容については、対話や調整の結果、実現できないことがあります。また、関係部署との調整などに、時間を要する場合があります。
- 4 ホームページに掲載している提案様式によるご提案後に、原則として、飯塚市役所内で対話を開始します。
- 5 ご提案の受付や対話の開始は、提案内容実施の合意となるものではなく、本市が提案への対応やその実現に対し法的義務を負うものではありません。
- 6 提案の成立・不成立にかかわらず、ご提案及び対話・調整等にかかる一切の費用等（企画や協議等に要する人件費、交通費、資料作成に要する経費など一切の費用や生じた損害等）の補てんや賠償は行いません。
- 7 対話の結果又は法令及び本市の契約上の規定等により、あらためてご提案に対して公募等の手続きが必要となる場合がありますが、その際に、ご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等の仕様を作成させていただくことがあります。

- 8 ご提案内容等（対話時の協議資料等を含む）については、実現に向けた調整を行うにあたって、必要な範囲で、関係部署及び調整に必要な諸機関等に情報を公開、提供する場合があります。また、提案タイトル、ご提案者名、具体的な内容等をホームページ等で公表する場合があります。
- 9 7、8に関しましては、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によりご提案者に不都合が生じる情報については、提案者から利用を希望しない旨を明示されたものにつきましては、その利用について配慮させていただきますので、公募、公表等の際には、事前に別途協議させていただきます。
- 10 ご提案実現後は、本市の広報やPR等の機会において、実現内容や成果物を利用・公表することがあります。
- 11 事業実施等において、一般に公開されていない情報等の取扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、適切に情報管理を行ってください。
- 12 その他、ご不明の点等がございましたら、公民連携推進室にお問い合わせください。

【問合せ先】

飯塚市 行政経営部 行政管理課 公民連携推進室

TEL : 0948-96-8244

E-mail : g-kanri@city.iizuka.lg.jp